

** 主な感染症と登園許可証について **

○ 一覧表に挙げる病気は「学校感染症」といわれ、法廷上『出席停止』となるものです。学校感染症と診断された場合には、園に連絡をしてください。その後は医師の指示に従い、登園の許可が出ましたら『登園許可証』に記入していただき、担任までご提出ください。

◆ 医師が記入した登園許可証（意見書）を提出することが望ましい感染症

	病名	感染しやすい期間	登園の目安	流行時期
第2種	麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから	冬～春
	インフルエンザ	症状が有る期間 （発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児は3日）を経過してから（※）	冬
	風疹（3日ばしか）	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから	春～夏
	水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから	冬～春
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから	冬～春
	結核		医師により感染の恐れがないと認められてから	
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから	夏～秋
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで	夏
	髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから	
第3種	流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから	夏～初秋
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから	1年中
	急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数カ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから	春～夏

◆ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園許可証を提出することが望ましい感染症

	病名	感染しやすい期間	登園の目安	流行時期
第3種（その他の感染症）	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること	
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	夏
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと	冬～春
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること	
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1カ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	夏
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	冬
	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから	
	突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと	

（感染症の種類については学校保健安全法施行規則第18条および19条より抜粋、感染しやすい期間と登園の目安については「保育所における感染症対策ガイドライン」参照）

◎ アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂皮（とびひ）については出席可能です。但し、プール遊びについては制限させていただく場合がありますので、罹患した際には必ず担任までお知らせください。通園しながらの治療をお願いいたします。

